

山口市お試し暮らし体験プログラム運営規定

(目的)

第1条 この規定は、あとうスロー・ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という）が移住希望者に一定期間、山口市（以下「市」という）のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会とともに、短期の滞在施設を提供することにより、市への移住促進を図ることを目的とする。

(利用要件)

第2条 お試し暮らし体験プログラム事業（以下「事業」という。）を利用する者は、次の各号に掲げる全ての内容を実施しなければならない。

- (1) 市移住窓口での相談
- (2) 半日以上の市体験プログラム

2 事業に基づく体験プログラムは、協議会が用意する。

(利用資格)

第3条 事業を利用できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市外に居住し、市への移住を検討している者であること。
- (2) 就業（転勤を含む）、婚姻などによる市への転入予定者でないこと。
- (3) 市への進学及び進学のための受験を伴う利用でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 未成年の者にあつては、保護者の承諾を得られていること。

(滞在施設)

第4条 市内の簡易宿泊営業を行う施設で、協議会が指定する施設であること。

(利用期間)

第5条 利用期間は、1回当たり連続する1泊2日から4泊5日までとする。

(利用人数)

第6条 利用人数は、1回当たり1人から6人までとする。

(利用者の利用料等)

第7条 滞在施設の宿泊料及びレンタサイクル利用料は無料とし、現地までの

交通費、食費、洗濯に係る費用、衛生用品等は、利用者本人負担とする。

(利用の制限)

第8条 利用の回数は、同一人に対して、年度に関わらず1回とする。

(利用申請)

第9条 事業の利用について、以下のとおりとする。

- (1) 事業を申請しようとする者は、山口市お試し暮らし体験プログラム事業利用申請書を協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。また、利用者全員分の、現在の居住地を証するものを添付しなければならない。
- (2) 申請の期限は、原則として、利用希望日の初日を含む8日前までとする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次の号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、滞在施設及び利用施設の利用について、各施設における規約に従うとともに、各施設及び利用者自身の持ち物を善良に管理すること。
- (2) 火気の取り扱いに注意するとともに、各施設内の備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (4) その他、滞在施設及び利用施設に関して、各施設管理者が必要と認める事項。

(許可の取消及び消滅)

第11条 会長は、利用者が第3条に規定する利用資格の要件を満たさないことが判明したとき、虚偽の報告をしたとき又は前条の規定に違反する行為をしたときは、第9条の規定による利用許可を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により利用許可の取り消しを行った場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に事業を利用した場合は、期限を定めてその利用に係った費用を利用者へ請求するものとする。

3 天災事変、火災等により滞在施設を通常の用に供することができなくなった場合は、第9条の規定による利用許可は効力を失う。

(事故免責)

第12条 利用者が、自己の責めに帰すべき原因により、事故を生じさせた場

合又は滞在施設や利用施設に損害を与えた場合において、会長はその責任を負わないものとする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用の中止)

第13条 利用者の都合により、事業の利用を中止する場合は、ただちに会長へ申し出なければならない。

2 事業の利用を中止することにより、各滞在施設にキャンセル料が発生するときは、利用者が当該キャンセル料を負担するものとする。ただし、会長が利用の中止についてやむを得ない事情と認める場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、令和3年8月1日から施行する。